

傷病休職期間

組 合 名	内 容			
朝日	勤続	欠勤（賃金全額）	休職期間	
	1年未満	6カ月	有給期間	無休期間
	3年未満	6カ月	12カ月	12カ月
	10年未満	6カ月	18カ月	12カ月
	20年未満	12カ月	24カ月	12カ月
	20年以上		36カ月	12カ月
	<p>① 有給の休職期間中は、基準給与から単身赴任手当および特別手当を除いた給与と同額の「傷病休職手当」を支給</p> <p>② 期末手当は欠勤減率を準用</p> <p>③ リフレッシュ手当、家賃補助は無休期間も支給</p> <p>④ 傷病休職は有給期間の2分の1が退職手当算定の際の勤続年数に算入される</p> <p>⑤ 通勤災害は勤続を問わず4年（うち有給期間3年）</p>			
毎日	勤続	欠勤（賃金全額）	救護期間	
			欠勤（賃金半額）	無休
				退職手続き猶予期間
	1年未満	3カ月		
	5年未満	3カ月	3カ月	
	10年未満	6カ月	4カ月	1カ月
	15年未満	12カ月	4カ月	2カ月
	20年未満	12カ月	6カ月	3カ月
	25年未満	12カ月	9カ月	6カ月
	30年未満	12カ月	18カ月	9カ月
30年以上	12カ月	24カ月	12カ月	
<p>(注)救護期間は、基準賃金を基準として、80%の見舞金を毎日会から支給。ただし半給（社から）時にはその分、生活保護法給付額分だけ減額する。また、退職手続き猶予期間は無給とする。</p> <p>同一傷病再発は3カ月以内なら通算</p>				

組 合 名	内 容				
読売	勤続	社 員		嘱 託	
		欠 勤 (賃 金 全 額)	休 職(80%)	欠 勤 (全額)	休 職(80%)
	1 年未 満	3.5 (6)	6 (12)	(3)	
	5 年未 満	6.5 (12)	12 (18)	3 (3)	6 (9)
	10 年未 満	9.5 (12)	18 (24)	3 (3)	9 (12)
	20 年未 満	12 (12)	24 (30)	6 (6)	12 (13)
	20 年以 上	12 (12)	30 (36)		
<p>試用は結核のみ欠勤1カ月、休職3カ月あり</p> <p>同一傷病再発は6カ月以内は通算</p>					
日経	勤続	欠 勤 (賃金全額)	休 職 期 間		
			A	B	
	1 年以 上	3	12	6	
	2 年以 上	3	12	6	
	3 年以 上	3	18	12	
	5 年以 上	3	18	12	
	10 年以 上	3	24	12	
15 年以 上	3	24	18		
<p>(注)Aは賃金 87% (本給、勤務給、妻手・住手の10割、調整給、職手の6割) + 時間外 (6 月平均) 60%</p> <p>Bは賃金 77% (本給、勤務給、妻手・住手の8割、調整給、職手の5割) + 時間外 60%</p> <p>同一傷病再発は2カ月以内は通算</p> <p>※勤続 10年以上の退職者が6カ月以内に社の指定する医師の診断により病気が回復し、勤務にたえられることが認められた場合はその願い出により再就職のあっせんにつとめる</p>					
共同	勤続	欠 勤	休 職	20%、6 月以上 40%の減	
	1 年未 満	3	6	(結核を除く)	
	1 年以 上	5	12		
	3 年以 上	9	18	休職、勤務手当 50%減	
	5 年以 上	12	24	(結核を除く)	
	20 年以 上	15	34		
<p>(注)結核のため長期療養が必要なものは休職6カ月延長 (勤続 10 年以上は欠勤6カ月延長)</p> <p>他は協議で延長、休職満了退職1年以内に医師が勤務にたえうると認めたものは原則として再採用</p>					

組 合 名	内 容					
時事	勤続	欠勤	休職		※ 欠勤中は基準内+家手	
	1年未満	3	6		※ 休職中は基準内 80%+家手	
	3年未満	6	12		※ 一時金は日割り減額	
	5年未満	9	18		※ 退職者の勤続は2分の1通算	
	10年未満	12	24		※ 同一傷病再発、復職後6カ月以	
	15年未満	14	26		上勤務した場合は通算しない。	
	20年未満	16	28		ただし、6カ月以内に異なる病	
	20年以上	18	30		気、交通事故などで欠勤した場	
	合は、実績に応じて決める					
	※ 医師が必要と認めるときは、慣らし勤務（週2日以上出勤できるもの）を認める。半日勤務は2回で1日勤務とする。欠勤は年休振り替え認める					
東京＝中日	勤続	欠勤	休職			
	1年未満	4	1年			
	3年未満	4	2年			
	5年未満	4	3年（3年目は休職給0.5）			
	10年未満	6	4年（4年目は休職給0.5）			
	10年以上	8	4年			
	※ 欠勤中は賃金全額（精勤手当減）					
	※ 休職中は（本給+家手+身分手+調整給）					
	※ 同一傷病3カ月					
日刊工業	勤続	欠勤	休職期間		休職者	
			有給	無給	80%	60%
	1年未満	3カ月	4	0	2	2
	1年以上	3	6	4	3	3
	3年以上	3	8	4	4	4
	5年以上	6	12	6	6	6
	7年以上	10	14	8	8	6
	10年以上	12	16	8	10	6
	15年以上	12	18	8	12	6
	20年以上	12	24	8	18	6
	※ 欠勤は勤務手当減額（1日2%）					
	※ 再発の場合は、出勤日数含め通算					

組 合 名	内 容			
北海道	勤続	欠勤	休職期間	退職猶予期間
		(全額)	(賃金 80%)	(賃金 80%)
	2年未満	3	9	3
	5年未満	3	12	6
	10年未満	3	14	9
	15年未満	3	20	9
	15年以上	3	24	9
	<p>※ Cは休職満了の際、勤務可能の見込みある時、願により、その範囲内で退職手続きを猶予することがある</p> <p>※ 同一傷病再発 3カ月</p>			
西日本	<p>① 欠勤一律4カ月で賃金全額支給</p> <p>② 休職 勤続年数+4カ月で最高24カ月 在勤手当を除く賃金全額支給</p> <p>③ 休職期間満了後の準休職期間 結核性 24カ月 その他9カ月 賃金は有扶80% 無扶70% 準休職満了の退職金は10%加算</p> <p>④ 同一傷病再発3カ月</p>			
釧路	休職期間	3年未満	2カ月	
		3～7年	4カ月	
		7年以上	6カ月	
東奥	<p>① 欠勤一律 3カ月</p> <p>② 休職、勤続6カ月 この期間中、傷病手当受給、終了後療養救護金を支給</p> <p>③ 同一傷病再発通算せず</p> <p>勤続1年未満 20% 3年以上 80% 1年以上 50% 10年以上 100%</p>			
デーリー東北	<p>欠勤3カ月 休職最長2年半 (本俸+家手+特手)を支給 ただし、傷病手当受給中は支給しない 休職は1年未満6カ月～1年につき3カ月増～8年以上30カ月</p>			

組 合 名	内 容			
岩手	勤続	欠勤 (全額)	休職 (無給)	
	1年未満	1	2	
	3年未満	2	10	
	5年未満	3	13	
	7年未満	4	16	
	10年未満	5	20	
	10年以上	6	25	
山形	勤続	欠勤期間	休職 (無給)	
	3年未満	2カ月	6カ月	
	3年以上	3	12	
	10年以上	5	18	
	20年以上	6	24	
福島民友	勤続	欠勤	休職 (賃金 60%)	
	1年未満	3	6 (12)	
	1～5年	3	12 (18)	
	5～10年	4	18 (24)	
	10年以上	4	24 (24)	
河北	勤続	休職期間		
		社員	嘱託	
	1年未満	3 (12)	① 無給とし、傷病手当金と同額を支給 ② 同一傷病再発は通算 ③ 1カ月以上の欠勤は遡って休職	
	3年未満	6 (24)		
	5年未満	9 (30)		(12)
	10年未満	12 (30)		(12)
10年以上	18 (36)	(18)		

組 合 名	内 容																																									
河北仙販	<p>① 保護救護 通常勤務ができない場合に適用され、一定期間特別保護される</p> <p>② 休養救護 傷病により1カ月以上欠勤した場合は、1カ月経過の日より休職発令とされる。ただし同一傷病で再度この適用を受ける場合は、前回適用より5年を経過しなければならない</p> <table border="1" data-bbox="445 446 779 716"> <thead> <tr> <th rowspan="2">勤続</th> <th>休職期間</th> </tr> <tr> <th>特別の疾病</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td>12カ月</td> </tr> <tr> <td>5年未満</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>10年未満</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>				勤続	休職期間	特別の疾病	1年未満	12カ月	5年未満	24	10年未満	30	10年以上	36																											
勤続	休職期間																																									
	特別の疾病																																									
1年未満	12カ月																																									
5年未満	24																																									
10年未満	30																																									
10年以上	36																																									
茨城	<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤続</th> <th>欠勤 (全額)</th> <th>休職 (賃金 60%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td>3</td> <td>6 (12)</td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>6</td> <td>12 (24)</td> </tr> <tr> <td>3年以上</td> <td>12</td> <td>18 (36)</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>18</td> <td>24 (48)</td> </tr> </tbody> </table>	勤続	欠勤 (全額)	休職 (賃金 60%)	1年未満	3	6 (12)	1年以上	6	12 (24)	3年以上	12	18 (36)	10年以上	18	24 (48)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">※ 成人病は、結核= () 内と同じ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>欠勤中は1カ月未満</td> <td>賃金の100%</td> </tr> <tr> <td>1～2カ月</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>2～3カ月</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上</td> <td>70%</td> </tr> </tbody> </table>	※ 成人病は、結核= () 内と同じ		欠勤中は1カ月未満	賃金の100%	1～2カ月	90%	2～3カ月	80%	3カ月以上	70%															
勤続	欠勤 (全額)	休職 (賃金 60%)																																								
1年未満	3	6 (12)																																								
1年以上	6	12 (24)																																								
3年以上	12	18 (36)																																								
10年以上	18	24 (48)																																								
※ 成人病は、結核= () 内と同じ																																										
欠勤中は1カ月未満	賃金の100%																																									
1～2カ月	90%																																									
2～3カ月	80%																																									
3カ月以上	70%																																									
全下野	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">勤続</th> <th rowspan="2">欠勤</th> <th colspan="3">休職期間</th> </tr> <tr> <th>有給 (A)</th> <th>有給 (B)</th> <th>無給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6カ月以上</td> <td>1カ月</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>3年以上</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>5年以上</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>18</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>20</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	勤続	欠勤	休職期間			有給 (A)	有給 (B)	無給	6カ月以上	1カ月	1	1	6	1年以上	2	2	4	6	3年以上	3	2	8	6	5年以上	4	3	10	6	10年以上	5	6	18	6	20年以上	6	12	20	6	<p>① 欠勤と有給 (A) は基準内 100%</p> <p>② 有給 (B) は基準内 80%</p> <p>③ 引き続き 10 日以上療養を要する傷病に年間 30 日まで、特別有給休暇を与える</p>		
勤続	欠勤			休職期間																																						
		有給 (A)	有給 (B)	無給																																						
6カ月以上	1カ月	1	1	6																																						
1年以上	2	2	4	6																																						
3年以上	3	2	8	6																																						
5年以上	4	3	10	6																																						
10年以上	5	6	18	6																																						
20年以上	6	12	20	6																																						

組 合 名	内 容				
下野印刷センター	勤続	欠勤	休職		
	2年未満	1	3カ月		
	5年未満	3	6カ月		
	5年以上	5	12カ月		
	10年以上	12	24カ月		
	健康保険の傷病手当金（標準報酬日額の60%） 最長1年6カ月支給 傷病休暇 60日				
上毛	勤続	欠勤	休職（傷病手当＋見舞金＝本給70%）		
	1年未満	1	1（11）		
	1年以上	1	2（13）		
	3年以上	6	9（19）		
	10年以上	10	12（22）		
	① 成人病（ガン・心臓・高血圧）も結核と同じで医師の診断書により、()内を適用 ② 同一傷病、欠勤1カ月、休職3カ月 ③ 指定医が3カ月以内復職しようとしたとき、休職（3カ月）延長することがある				
埼玉	勤続	欠勤	休職（賃金70%）		
	1年未満	1（2）	2（4） 同一傷病通算せず		
	3年未満	4（8）	8（18）		
	3年以上	6（12）	12（24）		
	5年以上	8	15		
	7年以上	12	24		
神奈川	勤続	欠勤		休職	
		社員	雇員	社員	雇員
	1年未満	6		8	
	3年未満	6	6	14	8
	10年未満	6	6	20	8
	10年以上	12	12	26	14
	※ 休職は賃金80% ※ 契約満了後延長を認めることがある				

組 合 名	内 容		
報知	勤続	欠勤	休職
	1年未満	3 (4)	6 (6)
	1年以上	6 (8)	12 (18)
	5年以上	6 (12)	18 (24)
	10年以上	12 (12)	24 (30)
休職中は、傷病手当のほか、社が必 要と認めた場合、見舞金を贈ること がある			
スポニチ	勤続	欠勤	休職
			全額支払
			半額支払
	1年未満	3カ月	
	1年以上	3カ月	3
	5年以上		4
	10年以上		6
	15年以上		9
	20年以上		12
			18
日刊スポーツ	勤続	欠勤	休暇 (資格全額)
	1年以上	3	3 (9)
	3年以上	3	5 (11)
	5年以上	6	8 (14)
	10年以上	6	12 (18)
	15年以上	10	18 (24)
休職は2分の1を勤続加算			
ジャパンタイムズ	勤続	欠勤	休職
	1年まで	3	4
	5年まで	3	15
	10年まで	3	21
	20年まで	6	24
	20年以上	6	30
欠勤は100%支給			

組 合 名	内 容			
化学工業	勤続	欠勤	休職（結核）	
	3年未満	6	12（36）	
	3年以上	12	24（36）	
	<p>※ 欠勤は賃金全額</p> <p>※ 休職は無給で健保の手当（有扶 60%、無扶 40%）のみ</p> <p>※ 20日をこえる有給の消滅休暇を長期傷病休暇として最高 40日を限度に積み立てることができる</p>			
新潟	勤続	欠勤	休職	<p>※ 欠勤中は賃金全額支給</p> <p>※ 休職中3カ月は（本給+家手+住手）、4カ月以降は（本給 60%+家手+住手） 以上は傷病手当金を含む</p> <p>※ 同一傷病は1カ月以内の欠勤を通算</p> <p>※ ただし、結核の場合は手当金を1年6カ月、見舞金を6カ月、その後の1年およびとくに延長されることがある2カ月は無給</p> <p>※ 私傷病による休業1カ月以上の長期療養者に限り、失効した直近1年度分の有給休暇を特別有給休暇として試用することを認める</p>
	1年未満	6	2（36）	
	1年以上	6	6（36）	
	3年以上	6	9（36）	
	5年以上	6	15（36）	
	10年以上	6	24（36）	
信濃毎日	勤続	欠勤	休職	<p>※ 欠勤は賃金全額</p> <p>※ 休職は賃金 80%（傷病手当受給中は無給）</p> <p>※ 同一傷病 1カ月以内通算</p>
	1年未満	3	（9）	
	2年未満	3	6（12）	
	5年未満	3	12（15）	
	5年以上	3	18（27）	
	15年以上	4	24（36）	
長野	勤続	欠勤	休職	<p>欠勤は賃金 70%</p> <p>休職 60%</p>
	1年以上	3（6）	6（12）	
	3年以上	6（12）	12（18）	
	5年以上	9（15）	18（24）	
	10年以上	12（18）	24（30）	
	20年以上	15（21）	30（36）	

組 合 名	内 容				
福井	勤続	欠勤	休職	欠勤 100% 休職 60%	同一傷病通算 6カ月
	1年未満	1 (1)	2 (6)		
	3年未満	3 (3)	6 (10)		
	5年未満	6 (6)	12 (12)		
	10年未満	6 (12)	13 (15)		
	15年未満	6 (12)	14 (18)		
	20年未満	6 (12)	15 (21)		
	20年以上	6 (12)	20 (24)		
北日本	勤続	欠勤	休職	欠勤は全額、休職は無給（結核 1	
	1年まで	2	3 (12)	年目は全額、2年目は 60%、3年	
	2年まで	3	6 (18)	目は 50%、4年目はゼロ)	
	5年まで	6	12 (21)		
	10年まで	9	18 (24)		
	20年まで	12	24 (30)		
	20年以上	18	30 (36)		
全中経	勤続	A	B	C	D
	6カ月まで	(3)			12 (9)
	1年まで	(9)		12 (3)	12 (12)
	2年まで	12 (15)		12 (9)	12 (12)
	3年まで	12 (21)	12 (3)		12 (12)
	5年まで	12 (27)	12		24 (21)
	10年まで	24 (33)	12 (3)		24 (24)
	10年以上	36 (39)	12 (9)		24 (24)
	欠勤は一律3カ月で全額 休職Aは（本俸+家手）100%				
伊勢	勤続	欠勤	休職	欠勤中 全額	
	3年まで	3	3	休職中は療養手当で合計賃金 60%	
	5年まで	3	6		
	5年以上	3	12		

組 合 名	内 容																								
京都	<p>※ 欠勤1カ月は、基準賃金全額。引き続き欠勤1カ月と休職1年間は、基準賃金の全額（ただし、平均賃金または健保の90%にみたぬときはその差額を救護手当として）を支給</p> <p>※ その後1年間の無給休職</p> <p>※ 欠勤31日以上、休職31日以上就業規制は、基準賃金全額。ただし、平均賃金の90%または健保の90%に達せぬときは差額を救護手当として支給</p> <p>※ 平均賃金の計算は賃金改定時に改定した基準賃金（家族手当を除く）を基礎に前年度の同一職場の平均超過勤務時間ならびに平均準深夜、深夜勤務時間を通してスライドアップさせる</p>																								
奈良	<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤続</th> <th>欠勤</th> <th>休職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年まで</td> <td>3</td> <td>3 (3)</td> </tr> <tr> <td>2年以上</td> <td>3</td> <td>3 (21)</td> </tr> </tbody> </table>	勤続	欠勤	休職	2年まで	3	3 (3)	2年以上	3	3 (21)			<p>欠勤 全額 休職 60% (結核はほかに40%の見舞金)</p>												
勤続	欠勤	休職																							
2年まで	3	3 (3)																							
2年以上	3	3 (21)																							
神戸デイリー	<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤続</th> <th>欠勤</th> <th>休職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年まで</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>3</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>3年以上</td> <td>3</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>6</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>	勤続	欠勤	休職	1年まで	2	3	1年以上	3	15	3年以上	3	24	10年以上	6	24			<p>欠勤、休職とも全額 休職2年以上にわたるとき復職から2年で本給の是正</p>						
勤続	欠勤	休職																							
1年まで	2	3																							
1年以上	3	15																							
3年以上	3	24																							
10年以上	6	24																							
山陽	<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤続</th> <th>欠勤</th> <th>休職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年まで</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>3</td> <td>6 (12)</td> </tr> <tr> <td>3年以上</td> <td>5</td> <td>6 (12)</td> </tr> <tr> <td>5年以上</td> <td>6</td> <td>6 (12)</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>10</td> <td>8 (12)</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>12</td> <td>12 (12)</td> </tr> </tbody> </table>	勤続	欠勤	休職	1年まで	3		1年以上	3	6 (12)	3年以上	5	6 (12)	5年以上	6	6 (12)	10年以上	10	8 (12)	20年以上	12	12 (12)			<p>欠勤 100% 休職無給 同一傷病 6カ月以内通算 社が労務改定案（国の健保の傷病手当と互助会の救護金への切り替え）</p>
勤続	欠勤	休職																							
1年まで	3																								
1年以上	3	6 (12)																							
3年以上	5	6 (12)																							
5年以上	6	6 (12)																							
10年以上	10	8 (12)																							
20年以上	12	12 (12)																							

組 合 名	内 容		
中国	勤続	欠勤	休職
	10年未満	5	12 (24)
	10年以上	5	18 (30)
<p>※ 欠勤と休職あわせて基本給 100%支給 職能資格手当は 50%</p> <p>※ 同一傷病再発は6カ月通算</p> <p>※ 結核性疾患と交通災害を特別疾患とする。ただし、法規にふれるような過失責任ある交通災害は除く</p> <p>※ 次年度繰越分を除く、残余の年休を最高 20 日間プールのし、傷病による療養その他に利用できる</p>			
山陰中央	勤続	欠勤	休職
	試用	1	0
	1年未満	3	3
	3年未満	3	12
	5年未満	3	18
	10年未満	4	20
	20年未満	6	30 (うち6カ月無給)
	20年以上	9	39 (うち9カ月無給)
<p>※ 欠勤は賃金全額 休職は 40%</p> <p>※ 同一傷病再発は6カ月まで通算</p>			
高知	勤続	欠勤	休職
	2年未満	3 (3)	3 (3)
	2年～9年	6 (12)	6 (12)
	10年未満	6 (12)	6 (24)
<p>※ 欠勤は賃金全額 休職は 60%</p> <p>※ 7日以上の連続欠勤のうち3カ月以内に再び7日以上の連続欠勤した場合、1カ月のうち断続的欠勤が 15 日以上の場合通算する。ただし断続的欠勤のうち3カ月以上勤務した場合は通算しない。</p> <p>() 内は結核の場合</p>			

組 合 名	内 容																				
全徳島	休職に至る病欠期間 <table border="1" data-bbox="364 272 902 401"> <thead> <tr> <th>勤続</th> <th>欠勤</th> <th>休職期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年未満</td> <td>150日</td> <td>18カ月</td> </tr> <tr> <td>3年以上</td> <td>180日</td> <td>30カ月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 欠勤、休職中の賃金は本俸（80%）共済会見舞金 20%を含め 100%</p> <p>※ 一時金は1日につき本俸の300分の1カット</p> <p>※ 再発1年以内通算</p> <p>※ 復職時の年休 勤続10年未満13日 10年以上20日</p>			勤続	欠勤	休職期間	3年未満	150日	18カ月	3年以上	180日	30カ月									
勤続	欠勤	休職期間																			
3年未満	150日	18カ月																			
3年以上	180日	30カ月																			
愛媛	<table border="1" data-bbox="364 620 902 884"> <thead> <tr> <th>勤続</th> <th>欠勤</th> <th>休職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年未満</td> <td>4</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>3年以上</td> <td>4</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>5年以上</td> <td>4</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>4</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>4</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 欠勤 基準内+住手+教育手+年齢手+健保手+ほかの手当の40%の日割り。ただし、準職員は基準内80%</p> <p>※ 休職 傷病手当受給中は健保60%+共済40%=基準内100% 準職員は基準内70%。次の1年6カ月は共済で基準内90%</p> <p>※ 病後療養特別休暇 7日間</p>			勤続	欠勤	休職	3年未満	4	12	3年以上	4	18	5年以上	4	24	10年以上	4	30	20年以上	4	36
勤続	欠勤	休職																			
3年未満	4	12																			
3年以上	4	18																			
5年以上	4	24																			
10年以上	4	30																			
20年以上	4	36																			
四国	<table border="1" data-bbox="364 1147 902 1412"> <thead> <tr> <th>勤続</th> <th>欠勤</th> <th>休職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年まで</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>3年まで</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>10年まで</td> <td>6</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>9</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>12</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>欠勤全額 休職は基本給35% 再発6カ月 とくに認めた場合は休職延長 休職中の死亡は残余休職手当総額を弔慰金として支給</p>			勤続	欠勤	休職	1年まで	1	3	3年まで	3	6	10年まで	6	9	10年以上	9	12	20年以上	12	18
勤続	欠勤	休職																			
1年まで	1	3																			
3年まで	3	6																			
10年まで	6	9																			
10年以上	9	12																			
20年以上	12	18																			
佐賀	<table border="1" data-bbox="364 1479 902 1657"> <thead> <tr> <th>勤続</th> <th>欠勤</th> <th>休職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年未満</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>10年未満</td> <td>6</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>10年以上</td> <td>6</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p>休職中の賃金は、傷病手当（6カ月60%）のほかに社が30%加算</p>			勤続	欠勤	休職	3年未満	6	6	10年未満	6	9	10年以上	6	21						
勤続	欠勤	休職																			
3年未満	6	6																			
10年未満	6	9																			
10年以上	6	21																			

組 合 名	内 容			
大分合同	※ 休職期間には欠勤3カ月を含む ※ 欠勤は賃金全額、休職は無給 ※ 同一傷病再発は300日以内通算 ※ 内臓疾患は結核なみにできぬが、ケースにより弾力的に考える			
	勤続	欠勤（結核）	身分保障	
	10年未満	22 (30)	6	
	10年以上	35 (36)	12	
宮崎	勤続	欠勤	休職	欠勤全額 休職無給
	2年まで	3 (3)	(6)	
	2年以上	4 (4)	(12)	
	5年以上	5 (6)	(18)	
	10年以上	6 (8)	(24)	
長崎	勤続	欠勤	休職	※ 欠勤中は賃金全額 ※ 休職中は基本給、社会保険料
	1年未満	3	8	
	2年未満	3	10	
	3年未満	3	11	
	6年未満	3	14	
	7年未満	3	15	
	8年未満	3	16	
	9年未満	3	18	
	10年未満	3	20	
	10年以上	3	24	
南日本	勤続	欠勤	休職	※ 欠勤1カ月のみ全額、手当受給中無給。受給後は手当同額を社が支給 ※ 休職は手当受給中無給。終了後は（本給+家手）50% ※ 同一傷病再発6カ月内通算 ※ 厚生省指定の難病は結核なみ
	5年まで	12 (24)	22	
	5年以上	15 (30)	28	

組 合 名	内 容			
南海日日	業務外傷病の休職期間 勤続1カ年未満 1カ月 勤続1カ年以上5カ年未満 6カ月 勤続5カ年以上 1年 ※ただし結核性疾患の場合はさらに6カ月加算			
琉球	勤続	欠勤	基本給(80%)	
	3年未満	3	3	
	3年以上	3	9	
	5年以上	3	11	
	10年以上	3	15	
	20年以上	3	21	
	結核	12	18	
	成人病	9	9	
	※ 慢性腎臓病、ガン、脳出血など成人病で長期療養を必要とするものは18カ月すぎて、さらに療養必要な場合、6カ月限度に延長 ※ 休職中も、賃上げ、一時金、家族手当を支給され勤続年数に加算 ※ 回復すれば職場復帰とし、いかなる差別もしない			
沖縄タイムス	勤続	欠勤	休職	※ さらに長期療養は6カ月 休職延長 ※ 欠勤中は、はじめの3カ 月は基本給100%、残り は基本給80% ※ 休職者の賃上げは復職時 100%加算 ※ ガン、脳出血などは結核と同じ
	3年未満	3 (12)	6	
	5～6年	3 (12)	12	
	6～10年	3 (12)	14	
	10～20年	3 (12)	18	
	20年以上	3 (12)	24	
秋田魁	勤続	欠勤	休職	欠勤 全額 休職 無給 再発2カ月
	1年まで	6		
	3年まで	6	6 (12)	
	10年まで	6	12 (18)	
	10年以上	組合と協議決定		

組 合 名	内 容			
京都開発	勤続3年未満 6カ月 勤続3年以上 1カ年 勤続10年以上 1年6カ月			
京都折込	業務外 欠勤30日 休職6カ月 事故 欠勤30日 休職2カ月			
産経	勤続	欠勤	休職（有給）	休職（無給）
	1年未満	3（5）	2（7）	2（5）
	1年以上	5（8）	3（14）	3（6）
	3年以上	6（9）	5（17）	3（6）
	5年以上	8（10）	7（20）	3（6）
	10年以上	9（10）	10（24）	3（6）
	15年以上	9（10）	16（28）	3（6）
	20年以上	9（10）	20（32）	3（6）
	欠勤は賃金100% 有給休職は80% 再発3カ月で通算			
岐阜	休職15カ月 賃金全額 再発6カ月以内通算			
福島民報	勤続	欠勤（全額）	休職（本俸70%）	
	1年未満	1	2	
	3年未満	2	6	
	5年未満	3	12	
	7年未満	4	16	
	10年未満	5	20	
	10年以上	6	24	
日本海	勤続	欠勤	休職	同一傷病再発 6カ月
	5年まで	3	12（24）	
	5年以上	3	12（36）	

組 合 名	内 容		
北国	勤続	欠勤	休職
	1年未満	2	3 (9)
	3年未満	3	6 (12)
	5年未満	4	12 (18)
	10年未満	6	18 (24)
	20年未満	9	24 (30)
	20年以上	12	30 (36)
	※ 欠勤をはじめた月は賃金全額、翌月から 80% ※ 傷病手当が切れたときは基準内 60% ※ 同一傷病再発は2カ月以内通算		
熊本	勤続	欠勤	休職
	1年まで	3	
	1年以上	3	9
	3年以上	3	12
	5年以上	3	16
	10年以上	3	21
	欠勤全額 休職 60% (手当受給中は支給しない) 結核は3カ月プラス		